

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

姫路市長様

(年 月 日提出)

申請者	住所または所在地							電話番号					
	氏名又は法人の名称及び代表者氏名印							特別徴収義務者 指定番号					
	法人番号 または 個人番号												
地方税法第321条の5の2及び姫路市市税条例第30条の7の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。													
①特例の適用を受けようとする税額		令和 年 月以後の支給に係る給与所得及び退職所得に対する特別徴収税額											
②申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額（カック書は、臨時勤務者に係るもの）		年 月	他（ ）人 人	他（ ）円 円	年 月	他（ ）人 人	他（ ）円 円						
		年 月	他（ ）人 人	他（ ）円 円	年 月	他（ ）人 人	他（ ）円 円						
		年 月	他（ ）人 人	他（ ）円 円	年 月	他（ ）人 人	他（ ）円 円						
③（1）現に市税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由に因るものであるときはその理由の詳細 （2）申請の日前1ヶ月以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合にはその年月日													

※ 処理	承認 却下	却下の理由	現在滞納の有無	受付票の確認	徴収簿記入	通知書発送	整理番号
			有 ・ 無			令 ・ ・	

(注) 申請書の書き方については、裏面を御覧ください。

申請についての注意事項

1 特別徴収税額の納期の特例の制度について

- 〔1〕 この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。
※姫路市だけでなく会社の総従業員数で、市民税・県民税がかかっているかは関係ありません。

- 〔2〕 〔1〕に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長に申請しその承認を受けなければなりません。

- 〔3〕 この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる区分によりそれぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6月から11月までの給与及び退職手当等に係る特別徴収税額・・・・・・・・・・12月10日まで

12月から翌年5月までの給与及び退職手当等に係る特別徴収税額・・・・・・・・ 翌年6月10日まで

※所得税の源泉徴収は7月10日と1月20日で、市民税・県民税と異なるので注意して下さい。

- 〔4〕 納期の特例の承認を受けていた特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届けなければなりません。

注 意

市税の滞納や著しい納付納入遅延があるような者については、この特例の承認を受けることができません。

また、この特例の承認を受けましても、滞納したり、納付納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることになりま
すから、そのようなことのないよう注意して下さい。

2 申請書の書き方

- 〔1〕 「特別徴収義務者番号」欄には、当初特別徴収義務者として指定した番号を記入して下さい。

- 〔2〕 「法人番号または個人番号」欄には、法人番号または個人番号を右詰で記入して下さい。

- 〔3〕 「①」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入して下さい。

- 〔4〕 「②」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と、各月の給与の金額を記入して下さい。この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数を「人員」欄の、その支払金額を「金額」欄のそれぞれ括弧の中に書いて下さい。

- 〔5〕 「③」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入して下さい。

- 〔6〕 ※印を付けた欄には記入しないで下さい。